

平成 27 年第 1 回上里町議会定例会会議録第 5 号

平成 27 年 3 月 16 日 (月曜日)

本日の会議に付した事件

日程第 3 1 (町長提出議案第 25 号)平成 27 年度上里町一般会計予算について

日程第 3 2 (町長提出議案第 26 号)平成 27 年度上里町国民健康保険特別会計予算について

日程第 3 3 (町長提出議案第 27 号)平成 27 年度上里町介護保険特別会計予算について

日程第 3 4 (町長提出議案第 28 号)平成 27 年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 3 5 (町長提出議案第 29 号)平成 27 年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第 3 6 (町長提出議案第 30 号)平成 27 年度上里町水道事業会計予算について

日程第 3 7 (町長提出議案第 31 号)平成 27 年度上里町下水道事業会計予算について

日程第 3 8 (議員提出議案第 2 号)上里町議会委員会条例の一部を改正する条例について

出席議員 (14 人)

1 番 飯 塚 賢 治 君	2 番 戸 矢 隆 光 君
3 番 仲 井 静 子 君	4 番 猪 岡 壽 君
5 番 齊 藤 崇 君	6 番 岩 田 智 教 君
7 番 植 井 敏 夫 君	8 番 高 橋 正 行 君
9 番 納 谷 克 俊 君	10 番 新 井 實 君
11 番 沓 澤 幸 子 君	12 番 高 橋 仁 君
13 番 伊 藤 裕 君	14 番 植 原 育 雄 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	下山彰夫君	総務課長	飯島雅利君
総合政策課長	片岡浩一君	税務課長	中島勇君
町民福祉課長	岸智敏君	子育て共生課長	坂本正喜君
健康保険課長	関口静君	高齢者いきいき課長	小暮秀夫君
まち整備環境課長	強矢賢君	産業振興課長	南雲定夫君
上下水道課長	須田孝史君	学校教育課長	谷木章二君
学校指導室長	浅見榮君	生涯学習課長	桑原正明君
郷土資料館長	桑原正明君	会計管理者	橋爪和友君

事務局職員出席者

事務局長 飯塚好一 係長 戸矢信男

開 議

午前9時0分開議

議長（植原育雄君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第31 町長提出議案第25号 平成27年度上里町一般会計予算について

議長（植原育雄君） これより日程第31、町長提出議案第25号 平成27年度上里町一般会計予算の質疑に入ります。

まず、歳入についての質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、質疑は予算書の5ページから8ページまでと、予算説明書の5ページから23ページまでの質疑を願います。

また、質疑のある方は予算書、予算説明書のページを指定してから質疑を願います。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） それでは、予算説明書のほうでお願いをしたいと思います。ページ7ページです。

町税の法人と個人のところでありますけれども、町長は新年度の予算編成に当たって、アベノミクスの効果に期待をしていきたいということを述べられていたと思います。法人税がここ数年来、減ってきているわけでありまして。安倍首相は、国民には財源が足りないということで、消費税の増税をしてきているわけですが、一方で法人税が減税されていますけれども、こういうスタイルが上里町の一般会計に与える影響、どこにアベノミクスへの期待を込められているのか伺いたいというふうに思います。

個人のほうでは、復興税が前年度から均等割で1人当たり500円、その負担額が今年度も747万円ぐらい見込めるんじゃないかなというふうに思っています。一方で、法人税のほうは1年早めて復興税は廃止になっているわけです。

こういう中で、上里町の個人税は前年度に比べますと339万7,000円の増額予算にはなっていますが、対象人口が増えていることを考えますと、町民の所得は減り続けているんじゃないかなというふうに思いますので、その法人税と個人税を見た限りでは、アベノミクスに期待は全くできないというふうに私は思いますが、町長の考えをお尋ねしたいというふうに思います。

次に、11ページの分担金及び負担金の民生費負担金でありますけれども、新しい保育所の入所のお子さんに対して、いわゆる国の基準としては扶養控除がなくなりましたけれども、これまでの控除があるとみなして再計算をして保育料が今まで決められてきたわけですけれども、そのことについては、13日に説明会があるという全協での答弁でありましたので、13日が過ぎましたので、その辺のことについてお聞きしたいなというふうに思います。

また、新年度をスタートするに当たって、新しい法律に基づいて認定書が発行されたと思いますので、普通時間と短時間の子どもたちの人数、また保育料の差についてお聞きしたいというふうに思います。

次に、21ページ、諸収入、貸付金元利収入の部分でありますけれども、現年度分1名を加えて28人が償還中ということではありますが、全協での説明のときに、3月から新しい取り組みを行っていくので、大きく変わるのではないかという説明があったというふうに思います。どのように変わるのか、内容をお聞きしたいと思います。

次に、23ページであります。

町債の臨時財政対策債、今年度限度額は幾らであったのか。毎年、この臨時財政対策債は限度額いっぱい、かなり多く借り入れてきていた経過がありまして、この説明では常に、後の地方交付税に100%算入されるという説明がされてまいりました。土木債と教育債をかなり発行しているわけでありまして、100%地方交付税算入されるのであれば、限度額いっぱい、臨時財政対策債、地方交付税に100%算入されるというふうに私は全く思っていないんですけれども、でも、今までそういう説明でずっと経過してまいりましたので、なぜ対応を変えたのか、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 沓澤議員の御質問に、私のほうから答える分を答えさせていただきたいと思います。

私も初日の所信演説の中で、アベノミクス効果に期待をしたいと、そういうお話もさせていただいたところでございます。長い経済低迷の中で、今回打ち出されたアベノミクス経済につきましては、私も非常に期待をしておるところでございます。

今回の地域創生の中でも打ち出されておるわけでございますけれども、今回の商品券につきましても、即これからそういった意味では、効果もあらわれてくるんであるかと、そういうふうにも思っておるところでございます。

ここ、非常にアパート等の景気もよくなっておるようでございまして、外国からもたくさんの日本への観光客もおいでをいただいて、そういった分では、非常に今消費の効果も上がって

おるようでございます。

一方、法人税が下がっておるわけでございますけれども、今まで法人税が高いために、企業の皆さんが外国へどんどん進出してしまっておる、そういう傾向にあったわけでございますけれども、円安等含めて、この辺のところも、日本の企業も、もう一度日本で操業をしたいという企業もたくさん見えてきておるようでございます。

そういった意味で、上里町にあります山下ゴムもインドネシアのほうへ進出しておるようでございますけれども、私も工場の訪問をしたときも、こんなに円が安くなって、日本でできるなら日本でやればよかったと、そんなお話も聞いております。

しかし、もう投資をして、工場も作っていると、そういう状況の中では、日本へ戻ってくるわけにいかない、そんなお話も聞いておるわけでございますけれども、徐々にそういったアベノミクス効果がいろいろ出てくるのではないかな、そんなふうにも思っておるところでございます。

なお、詳細につきましては、また担当課のほうからお話をさせていただきたいと、このように思っております。

議長（植原育雄君） 税務課長。

〔税務課長 中島 勇君発言〕

税務課長（中島 勇君） 数字の部分のところで補足の説明をさせていただきます。

全員協議会のほうでも説明させていただきましたように、法人につきましては、法人税率が変更になっております。率といたしますと12.3%が9.7%でございます。12.3を100とすると、78ぐらい、21%ほど落ちている。平成27年当初予算でも、その21%ではなくて、事業期間の適用の関係で15%ほど減額として見ているという状況でございます。

法人さん自身にかえて考えてみますと、その減った分は実は減額ではなくて、国税の地方法人税というものが創設されております。この地方法人税は、地方交付税、市町村に配分される交付税の原資となるという形になっております。ただ、町税と見ますと、法人町民税は減となります。地方交付税ですから、財政需要額などによって変わってまいりますので、減った分がそのまま交付税で来るかということではありません。

また、個人町民税につきましては、現在平成26年中の所得が今日まで申告の受け付け中でございます。数字としてわかっておりますのは、平成25年以前のことでございますので、そちらで説明させていただきますと、平成25年中の所得は町全体で386億5,000万円、1人当たり平均で220万9,000円ございました。これは、平成24年中から見ますと、町全体で3億円の減収、1人当たり1万7,000円の平均所得の減という形でございます。

では、27年当初に当たって、平成26年中の所得をどう我々が推計しているかと申しますと、

平成25年中の所得とそう大きな差はないだろうというふうに考えています。所得そのものは、24から25に向かって下がって、26はほぼ同じぐらいだろうと見ているんですけれども、税そのものは、例えば控除の中に入ってしまうとかいう形で、所得が高いから即イコール税が高いという構造になっておりません。例えば扶養の人数ですとか、あるいは医療費控除ですとか、住宅ローン控除ですとか、いろいろな特例がございます。

そういった形の中では、24と25の町税の平均額については、ほとんど変わっていないという状況ですので、26年中の所得に対する27年の個人町民税も、ほとんど平均的には変わらないだろうと。ただ、対象となる人数が増えているので、少し増額して計上させていただきましたという状況でございます。

以上です。

議長（植原育雄君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 坂本正喜君発言〕

子育て共生課長（坂本正喜君） 沓澤議員の御質問の、まず年少控除及び特定控除の関係でございますけれども、13日に説明会がありまして、特にその中では具体的な説明はなかったんですけれども、その以前の文書を確認しましたところ、従来は現行の保育料では国の基準より控除廃止の影響を緩和するために各控除上乘せ部分については、所得税の再計算を行って保育料を出しなさいということであったんですけれども、今回の通知の中で確認しましたところ、平成27年4月からの算定基準におきましては、今までの所得税の額からの保育料算定です。今回は住民税の額からに変更になりましたけれども、今回の場合は、再計算を原則行わなくてよいということと通知が来ております。

続きまして、保育料の金額等につきましては、国の現行の階層区分を基本として、従来所得税だったんですけれども、これを住民税の階層区分に変更する関係で、若干細分化をしまして、できるだけ従前の金額と比較して、なるべく増減が余りないような形で、今、数字は案としてはできております。

それともう1点につきましては、認定区分の関係ですけれども、一応今回、今現在の決定をしているのが739名ございます。その中で、保育短時間につきましては234名、標準時間が505名でございます。

住宅資金の元利収入の関係でございますけれども、従来の対応は主に督促状、催告状の送付、電話の催告等が主な業務だったんですけれども、それに加えて、それだとなかなか本人に会えないと、たとえ少額でもいいんですけれども、分割納付等の相談等もできませんので、できるだけ今後は文書催告によって、一回、来庁してくださいという形の文書等も出しながら、また電話による催告の強化等、また休日、夜間に戸別訪問しまして、滞納者の方にお会いしま

して、納付督促等を実施していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

総合政策課長（片岡浩一君） 沓澤議員の臨時財政対策債の御質問につきまして御説明を申し上げます。

まず、平成26年度の本町における臨時財政対策債の発行可能額につきましては、5億5,760万3,000円でございます。

続きまして、基準財政需要額に100%算入されるということであれば、なぜ対応を変えたのかというような御質問かと思われましても、臨時財政対策債の制度につきましては、9月の決算の審査の際にも御質問いただきまして、私のほうから御説明を申し上げたところでございますが、国のほうで作成をしております地方財政計画上の歳入と歳出というものがございまして、その中で、歳出に対して歳入が不足する分を本来であれば交付税として算定をし、地方公共団体に配分をするといったことになっておりますけれども、実際に現在国税の一定割合ではその原資が足りていないと。したがって、国と地方で折半ルールということで半分ずつ負担をして、それを賄いましょうといったことになっております。

その中で、地方が臨時財政対策債という一般財源扱いのものを発行することが認められているわけですが、平成27年度の国の地方財政対策におきましては、交付税の質を改善するといったことがございまして、全国的に臨時財政対策債の発行可能額といったものが大きく減額をされるという見込みになっております。

全国ベースで申し上げますと、前年度マイナス19.1%ということになっております。ただ、これにつきましては、今回の予算を編成した段階では、都道府県の発行可能額と市町村の発行可能額といったものがどれぐらいずつ下がるのかと、そういった区分が見えておりませんでしたので、このマイナス19.1%といったものを参考に臨時財政対策債の予算計上をしたところでございます。

したがって、前年度5億5,000万円程度であったといったことを考えますと、平成27年度の予算計上を4億3,500万としたということにつきましては、上里町として臨時財政対策債の発行可能額よりも全く発行していないといった、そういった対応を変えたということではなく、全国ベースとして発行可能額が減額をされる見通しであると、そういったことに基づいた積算だと御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 11番、沓澤幸子議員。

〔 11 番 沓澤幸子君発言 〕

11 番（沓澤幸子君） 再質問させていただくんですけれども、法人税につきましては、町に入ってくる部分については10月から12.3%が9.7%に変わっていくということで、年度途中からの変わりを見て、21%ぐらいの減額なんだけれども、15%程度に見積もりましたということとわかりました。

しかしながら、中小企業においては、その減額になった部分については、国のほうに地方法人税として納めているということとあります。

私が言いたいのは、やはり大企業、町長は、先ほど大企業が海外に出ていってしまった理由としては、日本の法人税が非常に高いからだ。でもそれもアベノミクスの影響で改善されつつあるというふうに言われましたけれども、トヨタなどは2013年度までの過去5年間、1円も法人税を払っていないということは、もう有名であります。日本の法人税率は、大企業は非常に大きくなっていますけれども、実際問題はあらゆる減免制度がありまして、いわゆるトヨタがゼロということが5年間も続くような、そういう状況であります。

海外に進出していく企業のメリットとして何を挙げているかということ、人件コストなんですよ。だから、法人税率を引き下げることが、海外に企業が逃げてしまうという考え方は違うと思うんですね。

消費税が3%増税されたことで、国民には8兆円の負担増となったわけですが、一方で、また大企業には減税を3年間で進めていく。過去にも消費税が3%からスタートしてきたときから、国民が納めてきた消費税分がほとんど同額程度、大企業の減税で消えているという、こういう現状でアベノミクスに一体何が期待できるのか、再度お尋ねしたいというふうに思います。

それで、民生費の保育料の件でありますけれども、担当課長からは、再計算を行わなくてもいいという通達が来ましたということとありますけれども、そのことは大変な重大問題です。扶養控除を廃止するとき、子ども手当を増やすということで廃止になったわけですが、その後政権が代わって、子ども手当はなくなって児童手当に戻りました。だけれども、扶養控除だけはずっと廃止のまま推移してきていて、そのための対策として扶養控除があるとみなして再計算して保育料をとということで、ここ何年か来たわけで、新しい年度から、もうそれしなくてもいいとなったときに、大変な保育料の負担増になると思うんですけれども、その辺は、そのことによってどれだけの負担が増えるのか、試算はしてあるのかどうかお聞きしたいというふうに思います。

認定書が新しく発行されて、標準と短期の認定が1対2ぐらいでされているようでありますけれども、保育料を新しく変えていこうということで案をつくっているようでありますが、こ

れは料金も別建てということでしょうか、お尋ねしたいというふうに思います。

それから、貸付金元利収入のところでありますけれども、あれだけ長いこと同和事業、非常に問題のある事業を進めてきて、そしてやっと終了したわけではありますが、大きく変わるという内容が、こんな当たり前のことなのかということで私は唖然としました。

みずからが借りて、そして差別のない環境にしていましようという運動団体の印鑑があって、その中で借りてきたわけであります。私は何度も言いますが、岡山県のある地域では、運動団体の人たちがきちっと自分たちが責任を果たそうということで、仕事がない人には仕事を回したりしながら、お互いに全員がきれいに貸し切るように努力をして、法律の終了前に自分たちのところはもう差別はありませんと、解消宣言をしたわけです。

一方で、上里町の運動団体は、全く運動団体の中にも差別がつくられるような、税金の半額減免を長いこと行政に求めて、所得の多い人ほどが恩恵に携わり、多分ここ残っている人たちは、長いことこの事業をやっている、苦しい、返せないような状態にある人じゃないかというふう思います。

だけれども、やはりこれはきちっと解決すべき問題だというふうに私も思うんですけれども、その解決策が督促状だけだったのを、今度やっと電話なり面接して、赴いて行って対話する。今までどの税だってやっていることを、改めてやることに対して、新しく変わるから大幅に改善する、何でこんな簡単なことが今までできなかったのかなというふうに思うんですけれども、説明をお願いしたいというふうに思います。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほど、私が、法人税が高いから日本の企業は外へ出ていってしまうと、そういうお話も申し上げたわけでございますけれども、トヨタは一銭も払っていないじゃないかというお話もいただいたわけでございますけれども、それも法律に基づいた中での法人税でございます、大部分の企業の皆さんは、そういったことも一つの要因であると、そういうふうに認識をしておるところでございます。もちろん人件費が安いから出ていく、そういうこともあると思いますけれども、そういった中で、だんだんに外国でも人件費も上がっている、そういう中で非常不安な要素もある。そういう中で、日本に戻ってきて企業を興したいという企業もたくさんあらわれてきているということは事実であろうと、そういうふうに思っておるところでございます。

また、今いろいろと賃上げの交渉等もやっておるようでございますけれども、大手の皆さんが賃上げをすることによって、そうした中小企業の皆さんにもそういう影響は徐々にあらわれてくるのではないかな、そういうふうにも思っておるわけでございます、これからアベノミ

クスの効果があらわれてくるのではないかと、そんなふうにも思っておるところでございます。

今回、プレミアム商品券も発行されるわけでございますけれども、そういうのも一つの効果があらわれてくるのではないかなと、そんなふうにも思っておるところでございます。

なお、詳細につきましては、担当課より御説明をさせていただきたいと、このように考えております。

議長（植原育雄君） 税務課長。

〔税務課長 中島 勇君発言〕

税務課長（中島 勇君） 法人の部分のところ、先ほど復興所得税の関係についての説明を落としてしまいましたので、そこを説明させていただきます。

復興所得税につきましては、国の法人税に上乘せする形で、法人にもあるいは全く別に個人のほうにもかかっていますけれども、法人は1年前倒しでそれを廃止するという形は、そのとおりでございます。

ただ、町がかけている法人町民税は、その復興税のもとになる法人税、そのものに対してかけているので、復興税そのものが廃止になっても、法人町民税はその部分のところにかかっておりませんので、そこは計算上、町民税には影響がないという形になります。

また、先ほど町長が言いましたように、企業が海外にということで、最近も工業団地の中で1企業が撤退するというような報道も出ておりますが、そこら辺は逆に住民税やあるいは国民健康保険税などの減収の要因の一つにはなるだろうなというふうには考えております。

ただ、27年当初予算の策定の段階では、まだそこまでの影響ということで考えておりませんでしたので、現時点では、25所得、26所得はほぼ同じだろうということでの積算という形になっております。

以上です。

議長（植原育雄君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 坂本正喜君発言〕

子育て共生課長（坂本正喜君） 保育料の関係でございますけれども、今現在の所得税で見た各階層ごとの人数を、今度新しくなる住民税の所得額に応じた階層に何人が該当するかという形の人数を計算して、そうすると、従前の1カ月の保育料が例えば幾らと出ますけれども、それと比較して、全体的な国、今現在、国が100としますと、平均すると60%台の町の保育料の算定になっていますので、国よりか安くなっているわけでございますけれども、それと従来の所得税の階層でやった金額と、新たに今素案として出ている金額が、総収入としては変わらないような状況で今設定をしているところなので、一部の方は若干上がったたり下がったりすると思うんですけれども、総収入的には変わらないということは、平均的な形では、従来のと変

わらない形にはなる形で今、設定をしているところでございます。

それと、標準時間と短時間の関係の金額ですけれども、国のほうから出ているのが、約マイナスの1.7%安くした金額で短時間をしなさいということになっています。

あとは住宅資金の関係でございますけれども、滞納を放置しておくことによって、納付意識のさらなる希薄化というのが進んできて、きちんと納付されている方との公平性の観点からも、今までなかなかできなかったこと、そんな簡単なことということですが、それを徹底的にして、たとえ1人で2人でも分割納付等の形で、納付の意識をしていただいて、それをだんだんと広めていって、未収金の減少に努めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 12ページの使用料及び手数料の項で3番の土木使用料ですが、これが前年から比較して145万ほど減の予算を組んでいるんですけれども、これが、項目が1から6まであるわけですが、まず1番目の住宅使用料ですが、これが2,144万ということで、ちょっと前後しちゃって申し訳ありません。前年度との比較は145万ほどですが、これが要するにどこ該当するのかということがまず1点ですね。一番ウエートを占めているのかというのが1点ですね。

それで、恐らく町営住宅ということでありまして、1契約というか、契約が2年契約で更新というふうなのが一般的だと思うんですが、これがその町営住宅を契約している方が、個々にみんな契約時期というのが違っているんじゃないのかなというふうに思うんですね。

それで、これを算出する場合の根拠というんですか、昨年度と比較をしてみてもこういうふうな状況に、145万ほど減る予算づけですよということの根拠みたいなものを、わかったら教えてほしいなというふうに思います。

それと、まずこの町営住宅に入居する条件というんですか、要するに年間の所得がどのくらいのレベルの人を対象としているのか、その辺に規約があるのかなのか。それと、もう一つは、民間の住宅との比較で家賃ですね。その辺がどのような割合になっているのか。

町長も事あるごとにこういった、住んでよかった、住みたい町というふうなことをおっしゃっているわけですが、これが上里町に住居を構えるという、一時的かもしれないですが、これをきっかけに自分の住宅を持つ、その一時的な期間だけ入居をするというふうな場合に、町としてはその辺の援助というんですか、補助というんですか、そういうのも一般の民間のそういったアパートなんかと比較して、そういった特典があるのかどうか。

最後に、比較の145万何がしというのが、過去どのような形で推移しているのかお尋ねしたいと思います。

議長（植原育雄君） まち整備環境課長。

〔まち整備環境課長 強矢 賢君発言〕

まち整備環境課長（強矢 賢君） 齊藤議員の住宅使用料の件について御説明申し上げます。まず、住宅使用料のうち現年分の2,144万円の計上についてですけれども、例年収入見込みの0.93を計上してございます。

140万ほどの減額につきましては、今まで高額の住宅使用料の設定の入居者が26年度中に退去したというようなこともございまして、設定上、下げております。それが主な要因でございます。また、0.93ということも計上しておりますので、そういった状況になっております。

また、町営住宅につきましては、生活困窮者等、あるいは住宅の製作がなかなか確保できないというような方を対象に募集しているわけでございますけれども、例えば収入面でいえば、月収15万8,000円以下というような設定をしております。当然世帯収入ということがございますので、それらの細かいことはあるわけでございますけれども、そういった意味で、生活の弱者の支援に当たっているわけでございます。

また、民間の家賃とどのぐらい変化があるのかということがあるんですが、基本的に周辺の民間の住宅等の標準値等の関係から、住宅の使用料について設定をさせていただいております。例えば一番安い家賃設定としまして、四ツ谷ではA棟というところがあるんですが、こちらが1万7,800円というのが最低家賃でございます。先ほどのA棟というのが3DKでございます。

それから、宮本に当たっては、1DKという形で、E棟というところは1万3,600円、このようなところが低額家賃のところでございます。

また、特典ということもございますけれども、今回の議案で上程させていただきました住宅のところの母子の対応について、父子も含めた法律と制度と整合をとって取り扱っていくというところでありましたが、そこは例えば複数の空きが出た場合に、そういった母子、父子といった家庭につきましては、それらの家庭を優先的に、複数の空きが出た場合には入居できるような形をとるといようなところも一つの特典というような形で対応してございます。

基本的に生活弱者というようなところの支援でありますので、もともと低額の家賃で、ある程度入居者を限定して対応しておりますので、そこでも一つの優先的になっているわけですが、それらよりもプラスして、複数の空きがあった場合には、母子、父子家庭、こういった方々の家庭を優先的に入居できるような措置も講じるわけです。なかなか町営住宅自体が、複数件空きが出るというのは事例が割と少ないんですけれども、そういった対応をとっておるわけでございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） ありがとうございます。

今の回答というか、中で、一番最初に私が質問したというか、この前年度の比較で145万何がしというのが6項目の節であるわけですね。これはどういう割合になっているかという回答をいただいていたような気がするんですけども、よろしくをお願いします。

議長（植原育雄君） まち整備環境課長。

〔まち整備環境課長 強矢 賢君発言〕

まち整備環境課長（強矢 賢君） 失礼しました。

先ほどの齊藤議員の再質問にお答えします。

145万4,000円のうち、主な要因としましては、やはり高額の家賃の設定者が退去したというのが、主な要因でございます。

例えば2番の住宅使用料の滞納繰越分につきましては、例えば平成25年の決算値でいえば、107万1,000円でありましたので、ほぼ変わらずと。

それから、道路橋梁使用料でいえば、こちらは道路ですとか公共施設の使用料でございますけれども、ほぼ前年と同様の見込みを考えている。決算値でいえば、平成25年度決算で1,187万円ということですので、ほぼ同様な取り扱いになっております。

それから、行政財産使用料現年分というのが、これが住宅の駐車場になってございまして、こちら昨年99%ほど見込んでおりますので、ほぼ同様と。

それから、5番も住宅使用料のうちの駐車場の滞納繰越分ということで、こちらが7万4,000円を昨年度計上しておりましたが、1万4,000円ということで、これは使用料の滞納繰越が減ったというのがあります。

それから、6番の住宅使用料、駐車場使用料につきましては、ほぼ前年どおりという形で、先ほど申し上げたように、住宅使用料の高額の家賃の設定者が退去というのが大きな要因であります。

以上です。

議長（植原育雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔〔なし〕の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、歳入についての質疑を終了いたします。

次に、歳出についての質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、歳出の質疑については、予算書の9ページから12ページまで、予算説明書の24ページから163ページまでの質疑を願います。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔 11番 沓澤幸子君発言 〕

11番（沓澤幸子君） それでは、説明書の52ページからお願いしたいと思います。

総務費の戸籍住民基本台帳表の交付金のところでありますけれども、一元化管理の仕組みとしてマイナンバーカードの交付の予算が100%国庫補助でついているわけでありまして、個人情報保護の観点からどのように考えているのか。また、国全体では100万枚を目標にということでありましたけれども、上里町では今年度どのぐらいを想定しているのかお尋ねしたいというふうに思います。

それから、ページ75ページから77ページにかけての保育所費のところの臨時職員の賃金でありますけれども、中央保育園が9人、長幡保育園が8人ということであります。この臨時保育士さんたちそれぞれ有資格者であるわけですが、一番長く勤めておられる方は何年なのか。1人当たりの年間収入についてお尋ねしたいというふうに思います。

それと、保育士さんと同じような形で、有資格者でフルタイムの臨時職員さんが上里町には全体で何人おられて、その待遇はどうなっているのかについてお尋ねしたいというふうに思います。

次に、94ページでありますけれども、衛生費の清掃費、補助金のリサイクル活動奨励補助金でありますけれども、前年度も減額だったんですけれども、今年度また100万近くの減額になっているわけですが、リサイクル活動が停滞しているのかどうかお尋ねしたいというふうに思います。

それと、その下ですけれども、児玉郡市広域市町村圏組合負担金の清掃施設分、これはやはり減額になっておりますけれども、運営の中で減額になる要因としては何があるのか。公債費のところは償還が終わったということでもわかったんですけれども、ここをお尋ねしたいというふうに思います。

それと、その下の委託料でありますけれども、可燃物収集運搬業務委託料、不燃物収集運搬委託料とも例年どおりの金額で計上されているわけでありまして、今、内容的には違いますが、産業廃棄物の焼却施設が来るということで、上里町、大きな問題になっているわけですが、行政のきちんとした炉であっても、やはり資源は生かす方向に切り替えていくべきだというふうに思っていますので、この辺の考え方で、もう少し分別収集が進まないのかどうか、このお金の割合が資源ごみ収集運搬のほうにたくさん回っていく方向になら

ないのかどうか、その辺についてお尋ねしたいというふうに思います。

次に、111ページの土木費の都市計画費の中の補助金でありますけれども、木造住宅耐震診断補助金と木造住宅耐震改修補助金が大幅に減額になっています。この補助金を計上していても、使われてきていないのが大きな要因かなというふうに思いますけれども、3,500棟ほどの旧耐震の家屋が上里町にはあると思いますので、その辺の診断や改修が進むためにどういう対策を考えているのかお尋ねしたいというふうに思います。

次に、126ページ、そこは小学校費でありますけれども、中学のところでも関わってきますが、図書購入費、全協で質問いたしまして、5つの小学校の合計をとりましたら132万5,000円ということでありました。中学校費は60万、前年度と変わらずで、1校当たり30万ということかなというふうに思っているところです。

一般質問でも行いましたけれども、学校図書館法が変わったことに伴いまして、交付税算入の中に図書費分として一定の額が試算、計算上では出てくるんじゃないかなというふうに思います。27年度の地方交付税に学校図書費として算入されているのは幾らなのか。なぜこんなに少ない計上なのかということについてお尋ねしたいというふうに思います。

135ページの図書館運営事業の委託料でありますけれども、若干増額かなと、30万ぐらいの増額かなというふうに思いますけれども、指定管理に移ったときに、今までお勤めを長いことしていただいていた方たちが、引き継いで勤務に当たっていただいていたというふうに思いますが、その方たちのその後はどのようにになっているのかについてお聞きしたいというふうに思います。

次に、142ページの給食センター管理費でありますけれども、682万1,000円の減額になっています。若干子どもたち、児童・生徒の減少もあるかとは思いますが、全協での説明ですと、派遣にかわって臨時職員を配置しているということではありますが、正規の調理師さんが相当定年退職されてお辞めになっていたと思いますので、その正規職員と臨時職員の比率についてお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

議長（植原育雄君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 岸 智敏君発言〕

町民福祉課長（岸 智敏君） 沓澤議員さんの御質問に御説明をさせていただきます。

初めに、マイナンバーカードの制度によります個人情報保護の関係でございますけれども、マイナンバーカードにつきましては、25年に番号法四法が成立しまして、一人一人に番号を付すという制度が導入されることとなりました。

個人法保護の状況の関係ですけれども、個人情報の安全・安心のことにつきましては、個

人情報が外部に漏れるのではないかと、個人情報の不正利用があって被害を受ける方がいるんじゃないかとか、国によって個人情報が一元化されてしまうのではないかという心配がされているところでございますけれども、そのための制度面での保護措置としまして、法律に規制されているものを除き、収集、保管ファイルの作成を禁止しております。また、情報ファイルの対象人数や職員等の取り扱い者などを記載した特定個人情報評価書を作成し公表することとしておりまして、そのほか、特定個人情報保護委員会による監視・監督も行うということでございます。

また、マイポータルといひまして、ウェブ上で自分の使いました情報提供した記録を確認できるようにするなどの取り組みと、それからシステム面におきましては、システム面の保護措置としましては、個人情報を一元的に管理するのではなく、分散管理ということで、1つに集中するのではなくて、分散して管理するという、それから通信の暗号化や符号を付した情報連携に取り組むということでございます。

それから、発行枚数ですけれども、マイナンバーの発行枚数ということで、先ほど沓澤議員からお話しあった100万枚ではなくて、国のこの900万、上里町に事務費として来るのが900万ですけれども、その試算した枚数というのは、国は1,000万枚で計算しております。これは、住民基本台帳人口の上里町と日本国の住民基本台帳人口の割合ということで、これでいきますと、国の人口、それから町の人口の割合でいきますと、約1,000万枚を計算しますと、2,500枚ほどが今回の補助金というか、事務費の費用としての算定基準となっているということで、現実は何枚の方が発行を想定しているかということになりますと、町のほうとしては、今現在、この枚数が国から示されて、このくらいの発行だという積算になっておりますので、ちょっと町が実際どのくらいの想定でしたかということにつきましては、ちょっと試算をしておりません。

以上です。

議長（植原育雄君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 坂本正喜君発言〕

子育て共生課長（坂本正喜君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

まず、保育園の臨時職員の勤務年数ですけれども、中央保育園につきましては、9カ月から6年9カ月の間の方がほとんどでございます。その方が中央保育園については7名、そのほかに臨時の方で調理員と用務員さん、用務員さんにつきましては、10年以上の勤務をされている方でございます。あと長幡保育園につきましても、3年から5年の方がほとんどで、一番長く勤めている方で13年の方が1人いらっしゃいます。長幡につきましても、保育士さんが6名の調理員さん、用務員さん各1名という形でございます。平均的な給与は15万円ちょっと

の金額でございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） まち整備環境課長。

〔まち整備環境課長 強矢 賢君発言〕

まち整備環境課長（強矢 賢君） 沓澤議員のリサイクル活動の奨励補助金について、まず御説明申し上げます。

27年分のリサイクル奨励補助金につきましては、26年度予算に対して減額の見込みをしているわけですが、いろいろな要因があるかと思うんですが、申請団体数としましては、25年度実績で32団体から申請いただいたわけですが、それらを27年度見込みでは34団体を見込んでおりまして、また、行政区につきましては48団体ということで、変わらずというような、団体数としては、我々のほうは見込みとしては増えるんじゃないかというところで、リサイクルの活動も推進をしていこうというふうに考えてございます。

また、主な要因でございますけれども、収集量の問題ですけれども、単純にこの奨励補助金、収集量に対して単価を掛けたものを奨励補助金として出しているということで、収集量の減量がそもそもリサイクルの活動に資しているのかという問いだと思うんですが、リサイクルにつきましては、最近では民間のスーパー等でも、例えばペットボトルの回収ですとか、そういったことを非常に民間の活動の中でもリサイクルを進めております。

我々の生活もそうですけれども、スーパーで日常生活の中でペットボトル等を持ち込んだほうが、生活のライフスタイルに合っているんじゃないかというようなところも若干見られるかなというふうにも思います。

ですから、町内のリサイクルが全体として落ち込んでいるんじゃないのかということに関しましては、団体数をとにかく増やして裾野を広めているということをしていくというような形で、決して収集量全体として、行政のシステム持ち分ということが必ずしもリサイクルイコールということではないというふうにも考えておりますので、そのような実態を、具体的に民間の聞き取り調査などもして、より実態の把握を今後努めていきたいというふうに考えております。

また、委託の可燃物あるいは不燃物の収集業務委託が前年と同額で、これもごみの減量化ですとか、あるいはリサイクルの推進にならないではないかという問いでありますけれども、こちらの収集業務委託につきましては、業者への委託ということで、労務費ですとか、あるいは燃料費ですとか、収集量の大幅な増減がないということもありまして、前年同額を見込んでおるわけでございます。

また、リサイクルの推進に当たりましては、先般、12月の一般質問でしょうか、リサイクル

の推進に当たって広報活動ということで一般質問を受けた案件がありますが、そちらでもお答えさせていただいたところでございますが、来年度、いわゆるポスター掲示等の新規指針を図って、今後もリサイクルの推進を努めていきたいというふうに考えておりますので、委託料は同額でありますけれども、町としましては、分別収集ができるだけ進むように対応していきたいというふうに考えています。

また、この分別収集に当たりましては、非常に行政区の負担もだいぶ大きいわけでございます。分別収集のボックスを置くですとか、そういった問題で、維持管理の問題で行政区が即対応できるということも一つの課題でありますので、もうちょっと話し合いながら、まずは公の施設であっても、また民間への分別収集であっても、それは民間がシェアしようが公がシェアしようが、できるだけ住民の分別収集意識あるいは資源ごみの回収といいますが、こういった意識が進むように啓発活動に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、3点目の木造住宅の耐震制度についてでございます。

こちら111ページの木造住宅耐震診断補助金、木造住宅耐震改修補助金ですけれども、こちらの減額につきましては、例年度、非常に残念なことに、補助金の活用の実績がないということで見込みを下げたでございます。

これの主な要因としまして、やはり昭和56年ですか、旧耐震診断以前の木造住宅に対して耐震診断をしてリフォームするという方よりも、どちらかというともうその年代ですと、建て替える方のほうが多いのかなというのがございます。ですから、耐震診断云々というよりも、既に住宅の老朽化も伴って、リフォームの時期に来ているというようなことも相まって、耐震診断で一部の補助をいただいても、若干自己負担が生じて診断するよりは、建て替えるというような意識も大きいのではないかなというふうに考えています。

しかしながら、まだ相当の旧耐震基準の住宅もございますので、これらの活用に向けて方法をいま一度行ってまいりたいというふうに思いますし、また、こちらの熊谷の建築安全センター管内で開かれている会議にも、私のほうから各熊谷センター管内の町でも行われてあって、実績はやっぱり乏しいということはあります。問い合わせはあるんだけど、実際に活用している事例はないということですね。

そういったことも受けまして、私もこれちょっと課題として議題と投げておりまして、この制度の運用が、引き続き行ってどのような効果があるのか、もうちょっと検証していきたいというふうな思いまして、今後制度設計のあり方も含めて見直しを図っていきたいというふうに思います。

来年度はこういった形で、一度件数を減らした形でいま一度広報活動を行い、耐震診断ということで、民間がそもそも100%で行うよりは、補助をして、できるだけ建築の耐震性の向上

に努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 総務課長。

〔総務課長 飯島雅利君発言〕

総務課長（飯島雅利君） 役場全体の臨時職員という話でございましたので、そちらについて御説明を申し上げます。

まず、人数でございますが、26年4月1日の情報でございますので、よろしく願いいたします。

子育て共生課につきましては合計で44名ですね。それから税務課が1名、総務課1名ですね。それから健康保険課が5名で、高齢者いきいき課が9名、町長部局につきましては60名でございます。それから、教育委員会部局で32名、26年4月の時点では92名でございます。

年度末に当たって、またこれが増えていく可能性がございます。現在はもっと増えてございます。

それから、賃金ですね。職種によって月額、日額、時給というふうに分かれてございまして、幅を申し上げますと、まず月額ですと15万700円から16万6,000円まで、日額につきましては6,400円から1万1,700円、時給につきましては810円から1,000円まで。平成26年10月1日以降はこのような状況になってございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

総合政策課長（片岡浩一君） 沓澤議員の御質問につきまして、私から2点御説明を申し上げます。

まず1点目、94ページにございます児玉都市広域市町村圏組合清掃施設運営事業の負担金が減になった理由でございますが、主な原因といたしましては、2点ほどあるかというふうに考えております。

第1点目は、小山川クリーンセンターの施設の定期点検設備修繕費というものが大きく減になっております。また、同じく2点目といたしまして、小山川クリーンセンターDCS、こちらはデジタル計装制御システムというシステムでございまして、そちらの更新工事費が皆減ということになっております。26年度で更新工事が終わったということございまして、これによりまして、組合の衛生費の歳出額というものが大きく減になっておりますので、それと連動いたしまして、構成市町の衛生費に関する負担金も減になっているというふうに考えております。

2点目でございますが、126ページのところからで、小・中学校の図書購入費に対する交付税算入ということでございまして、交付税制度に関することでございますので、私のほうから御説明を申し上げます。

沓澤議員の一般質問にもございまして、町長より答弁を申し上げたところでございますが、小・中学校の図書購入費につきましては、普通交付税の算定上、単位費用というもので算定をされております。標準的な団体が標準的に支出するであろうと見込まれる額を機械的に算出をしていると、そういったものでございます。

単位費用につきましては、毎年度、見直しがされているところでございまして、平成27年度の普通交付税算定における単位費用につきましては、現在、国の通常国会に提出されている地方交付税法等の一部を改正する法律案、その中で来年度の数値というものが示されているという状況でございます。

したがいまして、まだ法律案が議決をされていないかと思いますので、来年度の単位費用については、正式には未定であるということでございます。ただ、単位費用が法律案の中に明記をされておりますが、実は図書購入費について単位費用がその中のどれぐらいの割合を占めるのかといったことにつきましては、法律案の中の文章だけでは判明をいたしません。総務省のほうで作成をいたします普通交付税制度解説といった冊子がございまして、そちらが毎年普通交付税の算定が終わった後に発行されることになっております。

私たち地方公共団体にとってみれば、正式に図書購入費といったものがどれぐらいの割合を占めていたのかといったことは、その冊子が示されてからということになりますので、27年度の図書購入費の単位費用につきまして、その中でどれぐらいの割合を占めているかといったことは、現段階では明らかになっておりません。

なお、参考に申し上げますと、来年度、小学校費及び中学校費の学級数、こちらの区分で図書購入費は算定をされておりますが、26年度の単位費用と27年度の単位費用案を参考に考えますと、伸び率が0.98ぐらいになっておりますので、図書購入費に限らず、いろいろ人件費ですとか、需用費、備品購入費ですとか、そういったものが全て混ぜ合わさった単位費用全体としては、やや減となる見込みであるということでございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 谷木章二君発言〕

学校教育課長（谷木章二君） それでは、沓澤議員の御質問にお答え申し上げます。

学校図書の関係でございますけれども、この間、全協でお話ししましたとおり、小学校につきましては、5校で132万5,000円、中学校につきましては50万円の予算措置をしてございます。

そのような形で、予算の範囲内で整備を進めてまいりたいということでございます。

それから、給食センターの負担金の関係でございますけれども、正規職員と臨時職員の比率という御質問がございました。

26年度においては、人数といたしましては、臨時が36人、正規職員、事務員を含めて14人で率にして72%、27年度につきましては、1名退職の減がございますので、正職員が退職になりますので、臨時36人に対して13人ということで、率は73.5%でございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 桑原正明君発言〕

生涯学習課長（桑原正明君） 沓澤議員の図書館の指定管理における臨時職員についての御質問に御説明いたします。

直営から指定管理に移行しましたときに、それまでの臨時職員8名でしたけれども、その後2名退職いたしまして、現在4名で勤務しております。

以上です。

議長（植原育雄君） ほかに質疑ありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 再質問をさせていただきます。

保育所の臨時職員についてでありますけれども、いわゆる有資格者でフルタイムで、まさに子どもの命を預かる正規職員と同等の仕事と責任を果たしているわけですが、一番長い方では13年と、また6年9カ月という大変長い間プロとして仕事をしているわけでありましてけれども、月収では15万円少し、年収にしても、いわゆるワーキングプアと言われる状態に置かれているんじゃないかなというふう思います。

こうした部分をきちっと正規として雇用をしていく、そういう考えはないのかどうか。職員の採用規定等があると思いますけれども、臨時でいる間に採用規定を超えてしまった年齢の方もいると思いますし、やはり、長年の、募集をしてもなかなか来ないという、そういう経緯もありますので、そういうひどい待遇の中でも一生懸命経験を積んでこられた人たちを正規として雇っていくという考えはないのかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

リサイクル補助金については、なるほどな、というふうに思いました。確かに民間のスーパーなどでやってくれています。本来であれば、行政が税金でやるべき仕事ではなくて、排出者責任ということで出したところ、売って利益をもうけているところ、作って利益をもうけているところがリサイクルしていくのが本来の姿であるというふうに思いますので、それはなるほ

どな、というふうに思いました。

しかしながら、日本においては、まだ排出者責任が明確になっていない中で、民間のスーパーなどがやってくれる部分はどんどん民間のほうに比重を移しながら、一方で、まだ資源として生かせる部分のごみとして焼却されている部分については、今度は行政が分別を拡大していくという、そういう考え方があっていいんじゃないかなというふう思うところでもありますので、再度答弁を願えればというふうに思います。

木造住宅の耐震補助についても、多分この減額は、今までも使われてこなかったなというふうに私も思っています。確かに手を加えてお金を加えても、また改築するということになれば、二重の投資ということになりますので、この辺の部分は悩ましいなというふうに思います。どうしていいか私もわかりませんが、危険のない診断、せめて診断していただいて、やっぱり危険であれば改修で、二重投資が困るならば建て替えを早めていただくなど、やっぱり万が一ということが命に関わる問題ですので、その辺の診断のほうの補助率をもう少し上げる工夫など、ちょっと研究をしていただければなというふうに思います。

その他の臨時職員については、ちょっと私も早くてメモがとれなかったんですけども、高齢者いきいきだとか、福祉関係の臨時職員の中には、やはり有資格者が多数含まれているのかなというふうにも思います。

ですので、そうした方たちの賃金をもう少しアップして、暮らせるような賃金にできないのかどうか、その辺の検討は必要じゃないかなというふうに思います。学校の先生等は、やはり有資格者ということで単価が高いと思うんですけども、有資格者としてはきちっとそういう評価がされているのかどうかお聞きしたいというふうに思います。

図書購入費については、私も地方交付税の算出していくのは非常に意味が不明です。わかりません。大変細かい計算方法があるようであります。しかしながら、学級数であるとか、平成26年度の状況と27年度も案が出ているわけありますので、それで試算をした場合には幾らになるのか。これが全部図書費ではないよということでもありますけれども、それにしましても、図書購入費、非常に少額ではないかなというふうに思いますので、試算額について具体的にお聞きしたいというふうに思います。

最後に、図書館でありますけれども、直営のときに8名であった方が2名退職し、現在は4名ということありますので、移行時には6名移行したけれども、その後2名、指定管理の中で2名辞められて4名になったということで認識していいのかどうか、確認をしたいと思いません。

議長（植原育雄君） まち整備環境課長。

〔まち整備環境課長 強矢 賢君発言〕

まち整備環境課長（強矢 賢君） 沓澤議員の再質問について御説明申し上げます。

まず、リサイクルの分別収集の件でございますけれども、日頃の収集所での分別というのが、住民の側からの負担ですとか、あるいは収集所のスペースの問題ですとか、またリサイクルの場合、売り渡し企業を定めていかななくてはならないと、その仲介を町のほうで行わなくてはならないというような状況も想定できます。

そうなりますと、なかなか今収集所のスペースですとか区割りの問題ですとか、そういった面では、即対応できるような状況にはない。また、売り渡し企業との対応につきましても、日頃の、毎週の収集の中で企業が引き取りに行くということがうまくできるのかなというふうに思います。

そういった中では、スーパーの事例を先ほど申し上げましたけれども、ある一つの地域の施設等で、例えば分別収集するようなボックスがあれば、それが一つの活用もできるかもしれないと考えております。これは、役場のホールで行っております家電リサイクル、こちらは非常にそれなりのボックスへの投入も、役場に來た來庁者が投入しているような事例も多く見受けられますので、何か生活スタイルとして、日頃から分別をきちきちとやって収集に出すというのが効率的なのか、ある程度幾つかの施設の中で収集したほうが効率的なのか、これ、ちょっと研究していきたいなというふうにも考えております。

また、2点目の木造耐震につきましても、恐らく住民側の危険意識というんでしょうか、そういった部分が薄れているのかなというふうにも思っております。やはり、耐震基準前の危険な建物については、こういった倒壊をするんだということをいま一度、例えば写真つきで、倒壊の状況などの危険の予知というんでしょうか、そういったものをいま一度住民にお知らせをして、それでこのような制度も是非活用してもらおうように対応していきたいというふうにも考えてございます。

また、建て替えの補助金につきましては、たとえ9割が補助で1割が自己負担であったとしても、どうもその今の状況ですと、即その補助金を活用して耐震診断しようという方がいるのかなという実態も正直ございますので、これはちょっと来年度の課題研究の中で、上里町以外の、先ほど言った県の熊谷建築安全センター管内の議題にもしてございますので、それらの状況も踏まえながら、この制度のあり方自体をいま一度研究していきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 総務課長。

〔総務課長 飯島雅利君発言〕

総務課長（飯島雅利君） 福祉保健関係に臨時さんが多いということで、正当な評価をされているかという御質問だと思うんですけれども、先ほど申し上げたとおり、資格に応じまして、

月額、日額、時給に差をつけてございますので、そういったことで御理解いただければと思います。

議長（植原育雄君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 坂本正喜君発言〕

子育て共生課長（坂本正喜君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

現在、臨時職員の主な年齢区分ですけれども、30代後半から40代、50代の方がほとんどでございます。ということで、多分正規という形ではちょっと難しいのかなと思います。20代の方が各保育園1名ずついらっしゃるんですけれども、その方は本人の希望があれば、町が採用募集をしたときには、受験をしていただくということは可能だと思うんですけれども。

ということで、年齢的にはもうベテランの方ですけれども、正規ということは難しいのではないかと考えております。

以上です。

議長（植原育雄君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 今、町全体の臨時職員の関係と保育園の臨時職員の関係について、各課長から説明ございましたけれども、少し補足をさせていただきます。

臨時職員の方につきましては、町の関係では特に福祉関係が多いわけでございますけれども、町関係で60名、教育委員会関係で32名ということで、おおむね90名程度、毎年お世話になっているわけでございます。それぞれの仕事の中で、町の職員と協力しながら、いろいろな業務に対して大変お世話になっていることで、町としても感謝をしているところでございます。

臨時職員の方の採用につきましては、その内容の職務に関して、単年度的に補助事業とか、いろいろな事業の中でお願いする方ですとか、また短期間、決められた期間だけお願いする方、また通年的にお願いする方、いろいろなケースがあるわけでございますけれども、そういう中で、町関係については、保健、福祉、介護ということで、どちらかという、その関係の方が多いわけでございますけれども、その方については、資格等もお持ちになっている方でございますし、教育委員会関係につきましても、学校の臨時の職員さんとして、教員さんとして採用する方ですとか、また通年的に埋蔵文化財のほうで発掘をするというような形でお世話になっている方、いろいろいるわけでございますけれども、そういう中で、臨時職員さんの各職務に合わせまして、当然でございますけれども、最低賃金ですとか、また職務内容等についても近隣の市町村とか、そういう状況とか、そういうものを合わせまして、また資格をお持ちの方についても国や県の事業に合わせまして、金額を決めているところでございます。

中央保育園、長幡保育園については、毎年正規の職員と臨時職員さんとの人数の関係で御質

問をいただいているところでございますけれども、町の正規の職員については、毎年正規の職員を募集しておりまして、平成27年度につきましては、1名採用を今予定しているところでございます。

非常に保育園については、勤務年数も長い方もたくさんいらっしゃるわけでございますけれども、先ほど申し上げました資格をお持ちの方ということで、近隣の賃金等も合わせながら進めているところでございます。

いずれにいたしましても、最初に申し上げましたように、町の業務の中で臨時職員さんについては本当に大変必要な方でございますので、今後とも臨時職員さんの処遇ですとかそういうものについても、いろいろ意見を聞きながら、町としても改善をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

なお、保育園の採用関係につきましては、先ほど課長から申し上げたとおり、現の臨時職員さんの中でも、臨時職員さんが受けたいということでございましたら、年齢等の制限もございますけれども、そういう中で受けていただければありがたいと思っているところでございます。

議長（植原育雄君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

総合政策課長（片岡浩一君） 沓澤議員の再質問につきまして、私から1点御説明を申し上げます。

図書購入費の交付税の関係と27年度の試算ということでございますけれども、26年度の交付税算入額と見込まれている、基準財政需要額に算入されていると見込まれる額につきましては、一般質問の際に町長より答弁を申し上げておりますが、小学校費が229万4,000円、中学校費においては170万5,000円ということでございます。

先ほど私が申し上げました法律の改正案によりまして、単位費用が一部明らかになっていきますので、試算は可能ではないかといった御質問もございましたけれども、先ほど私が御説明の中で少し申し上げましたが、もともと単位費用というものを作成するに当たりましては、さまざまな基準財政需要額の経費というものを積んでおりまして、内訳がいろいろございます。例えば事務職員の給与費でありますとか、建物等維持修繕費、もちろん学校図書館の図書と、それから情報教育課関係経費といった形で、上里町の予算と一緒にございまして、一つ一つ小さいミニ単位費用ということで申し上げたらよろしいかと思っておりますが、そういったものを一つ一つ積み上げていった上で、小学校費の単位費用というものを作成しているという状況でございます。

現在、法律案で明らかになっておりますのは、その全体の単位費用の案のみが判明をしているという状況でございまして、個別の積み上げの内訳については、現在総務省からは示されて

いないという状況でございます。

したがいまして、少し大ざっぱにということであれば、例えば今年度、上里町の基準財政需要額に算入をされていると見込まれる額に、私が先ほど申し上げた伸び率を掛けてみるといったのも、小学校費全体としては、やり方としてはあり得るのかなと考えておりますが、先ほど申し上げましたミニ単位費用と申しますか、一つ一つの個別の積算については、例えば小学校費全体の基準財政需要額の単位費用といったものが伸びていたとしても、それが学校図書館の図書といったミニ単位費用が伸びているかどうかは明らかにならないと。ほかのものが大きく伸びていけば、前年と同数字であったとしても、全体の単位費用としては伸びるといったこともございますので、詳細な積算につきましては、先ほど御説明いたしました、7月に普通交付税の算定が終了した後に総務省から示されます冊子がありますので、そちらをもとに、初めて積算ができるということで御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 桑原正明君発言〕

生涯学習課長（桑原正明君） 沓澤議員の図書館についての再質問について御説明申し上げます。

人数につきましては、沓澤議員のおっしゃるとおりでございます。指定管理としてスタートするときには6名がおりました。その後、2名退職し、現在4名が勤務をしているところでございます。

以上です。

議長（植原育雄君） 暫時休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時46分再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計予算の歳出に対する質疑を続行いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 答弁していただいたんですが、再確認をさせていただきたいのをお願いしたいと思います。

学校給食センターの職員でありますけれども、臨時職員さんが36人ということで、それは了

解いたしましたけれども、正規職員の14人の中には事務職も含まれているというふうに思いますので、栄養士さん、いわゆる調理に関わっている方は何人なのか、お願いしたいというふうに思います。

それから、図書購入費で個別の積算が細かくあることはわかっているわけでありましてけれども、この26年度の一般質問のときにも答弁していただきました小・中学校の積算した費用というのは、図書費のみの積算でこの額というふうに把握していいのか、それともそうじゃなくて、人件費も建物維持費等も全部含まれた積算なのか、お聞きしたいというふうに思います。

議長（植原育雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 谷木章二君発言〕

学校教育課長（谷木章二君） それでは、沓澤議員さんの質問にお答えを申し上げます。給食センターの事務職員が5人でございまして、調理員は9人でございます。26年度でござ

います。27年度につきましては、事務が5人、調理員が8人ということでございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

総合政策課長（片岡浩一君） 沓澤議員の図書購入費の交付税算入の件で再々質問いただきましたので、御説明申し上げます。

一般質問の際に町長が答弁いたしました普通地方交付税の基準財政需要額に算入されていると見込まれる額につきましては、学校の図書費のみということで、人件費や修繕費などは入っていない額をお答えしております。

27年度につきましては、まだ計算ができないといったことは、先ほど御説明のとおりでございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑ありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 先日の全協のときも質問させていただいたんですけども、先ほども同僚議員が質問していますが、図書購入費ですが、126ページですね。先日の説明ですと、1校当たり24万7,000円ぐらい、最低がですね。その前後だと思っておりますけれども、一般的にこの図書購入費というふうなタイトルを見ると、私だけなのかどうかわかりませんが、一般的には学校の図書室をイメージしてしまうんですけども、そういう方が多いんじゃないかなとい

う気がするんですけども、先日の説明ですと、この中に教職員分の図書費というか、これもカバーされているというふうな説明だったと思いますが、私は地元の長幡小学校の図書に携わっているある先生とちょっと話をするチャンスがありましたので、実態を聞いてみたところ、本音というか、そんな大げさなことは言わなかったんだと思うんですが、どうですかということに対して、いや、齊藤さん、こうですよ。というのは、現職の教職員が子どもの当時に読んだ本とか、そういった旧タイプ、古いタイプの本がまだまだたくさんありますという回答でありました。

ということは、要するに現代にマッチした図書の購入というのが必要ではないかと。教育上、要するに本をたしなむというんですかね、今の社会情勢を鑑みると、やはりそういった図書離れというのをどうしてもイメージしてしまうんですけども、そういった観点から、やはりそういった旧タイプの古い本を羅列しておくのではなく、現代にマッチした図書を子どもたちに提供するような考え方を持ってもらって、単純に今、27年度予算を見ますと、428万6,000円というふうに計上されていますが、これを単純に、先ほど説明があったように、132万5,000円を差し引くと、296万ばかりがほかの教材、教師の教材、図書に充てられているというふうに考えてしまうわけですが、こういった子供たちに本を好きになってもらうというか、本を読むような環境を我々がつくってあげなければいけないんじゃないかなというふうに考えた場合には、どうしてもこの1校当たり24万7,000円とか、最低ですね、この辺ではちょっと賄い切れないんじゃないかなという気がしてなりません。

これ一気に古い図書を交換してということは、また財政的にも大変なことですから、徐々にそういった考えを持って対応していくと。1年で全部新しい図書に替えるというのは、これもまた大変なことだと思いますので、そういう観点から、少しずつ毎年、毎年公開していくというふうな考え方で、もう少しこれは図書費というものを、私が思っているだけじゃないと思いますが、そういう観点で図書費というものに対しての考え方をちょっと変えてもらったというふうに思いますけれども、よろしく願います。

議長（植原育雄君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 今、図書費、図書館の本をできるだけ現代の子どもたちにマッチした本に入れかえるべきじゃないかというお話をいただいたわけですけども、私どももその件については十分承知をしております、毎年、毎年入れかえをさせていただいているわけですが、今金額的な問題がありますので、齊藤議員おっしゃるように、全部を一遍に入れかえることは無理だということでございます。

各学校とも、毎年、毎年いわゆる廃本といいましょうか、図書の古い本から廃棄処分は現在

も毎回しております。ですから、一般質問の中でも答弁させていただきましたけれども、いわゆる標準図書がほぼ達成をしているというふうな話をさせていただいたのは、やはり廃棄をしますから、充足はしているところは、次、すぐ廃棄をして新しいのに入れかえてというこという考え方をっております。

もう1点は、どうしても足りない部分につきましては、答弁の中でもお話しさせていただきましたけれども、町立図書館の協力を得て、定期的に町立図書館の本を学校のほうでお借りをして、子どもたちに読んでもらえるような体制をとっているというのが現状でございます。

金額の面については、学校教育課長のほうから答弁させていただきます。

以上です。

議長（植原育雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 谷木章二君発言〕

学校教育課長（谷木章二君） それでは、齊藤議員さんの御質問に御説明申し上げます。

まず、図書購入費ですけれども、428万6,000円ということで、この中には教師用教科書、それから指導書、この指導書につきましては、平成27年に教科書が採択になりますことによりまして、下巻ということで当初予算の中で盛らせていただいております。その残りというか、失礼しました。児童用図書につきましては132万5,000円ということでございます。

今回、教師用教科書、指導書等につきまして金額が増加しているものでございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔〔なし〕の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、以上で平成27年度上里町一般会計予算についての質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 議席番号11番、日本共産党の沓澤幸子です。

議案第25号 平成27年度上里町一般会計予算に反対の討論を行います。

平成27年度上里町一般会計予算の歳入歳出総額は82億2,099万5,000円と、前年度と比べ4億7,099万5,000円の増額予算となりました。町税の個人町民税は、納税者を前年より174人増と見越して339万7,000円増の予算になってはいますが、引き続き町民所得の低迷状況がうかがえる予算になっています。

子育て世代は、3年前から扶養控除の廃止による負担増、年金受給者には連続的な給付の引き下がり、生活保護費も減額されています。さらに、昨年4月から消費税が8%に引き上げられたことによって、国民には8兆円にも及ぶ増税が降りかかってきています。町民は所得減と負担増のダブルパンチの影響を受けているわけであります。

そうした中、支出ではさらなる保険料の負担増となる第6期介護保険計画に基づく介護保険特別会計への繰出金と、75歳という年齢で差別する後期高齢者医療特別会計への繰出金が含まれています。また、公立2カ所の保育所保育士は、相変わらず臨時職員が半数を占め、大変長い継続、先ほどの質疑でも驚きましたが、13年も働いているにも関わらず、月15万程度の収入しか得られない。一生懸命働く労働者を貧困に陥れるような働き方をさせているという、そういうことがあります。

公立保育所の2館におきましては、国・県の基準であり、町条例でも定めた40人定員を超えた20人及び65人定員が今年度も続くことになりました。子どもたちの放課後を安全で豊かに過ごす生活の場とは言えず、過密状態であり、問題です。

同和対策事業の残事業である住宅資金貸付事業の公債費の償還については、新たに個別対応をしていくという方向が示されましたけれども、進展のない予算の計上となっています。

町の知的財産である町立図書館の指定管理には、私は反対してきましたが、引き続き指定管理の委託料が継続されています。

学校教育費においては、小・中ともに学校図書費の地方交付税の積算に対し、大変少額の予算計上になっています。こうしたことで、子どもたちの心を育てる図書購入費が遅れているというふうに思います。

児玉郡市広域圏組合の清掃施設分担負担金や可燃ごみ、不燃ごみ運搬委託料に多額な予算が計上されていますが、再資源化にかじを切りかえ、環境によいクリーンな事業に変えていくべきだと考えます。

さらに、本庄、上里学校給食組合運営事業の負担金は、前年度より682万1,000円の減額になっていますが、正規職員が退職した部分を、安上がりな臨時職員でカバーしている状態であり、安全・安心な給食を提供する体制としては不十分であると思います。

また、個人保護の観点から問題のあるマイナンバーカード交付の予算が計上されているわけですが、分散管理や通信の暗号化に取り組むと答弁されておりましたけれども、やはり、まだ個人情報流出するなどの事件が頻繁に報道されている現状の中で安心とは言えず、大変心配されているところです。

以上の点を指摘しまして、町民の暮らしの悪化が長引いている中で、町民の負担を軽減して生活を守ることが重要視されるべき予算になっていない平成27年度の上里町一般会計予算に、

反対としたいと思います。

議長（植原育雄君） 次に、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

8番、高橋正行議員。

〔8番 高橋正行君発言〕

8番（高橋正行君） 8番、高橋正行であります。

平成27年度上里町一般会計歳入歳出予算について、賛成の立場で討論を行います。

平成27年度の経済の見通しでは、引き続き金融政策、財政政策、成長戦略の経済政策を推進し、民需主導の持続的な経済成長を促す施策を積極的に推進するとしております。

これらの取り組みにより、雇用、所得環境が引き続き改善し、景気的好循環がさらに進展するとともに、堅調な民需に支えられて、景気回復が見込まれるとしています。

さて、上里町の平成27年度当初予算の編成は、国が示している地方財政計画とともに、税收、各種交付金、地方交付税などの歳入を見込み、継続事業や重要施策、そして町民が安心して元気に暮らせる「人と自然が響き合うハーモニーガーデン上里」を実現するための予算になっていると思います。

一般会計の予算総額は82億2,099万5,000円となっており、前年度と比較して4億7,009万5,000円の増額で、約6%の伸びとなっております。近年の予算を見ましても最大規模の予算編成になっており、町が検討してきた課題への重点的な予算配分がうかがえます。

初めに、歳入予算の内容を見ますと、町税については、前年度対比で1.7%の減額を見込んでおりますが、さまざまな要因を踏まえた結果であると感じられました。

各種の剰余金、交付金については、地方財政計画や実績などを踏まえて計上されており、総じて適正な歳入を見込んでいると思います。

歳出予算の内容を見ますと、これまでに継続実施しています上里サービスエリア周辺地区の関係事業については、上里スマートインターチェンジの供用開始、農村公園の設置に向けた重点的な予算配分がされており、今後の上里町の発展に大きく寄与するものと思います。また、上里中学校改修事業については、特別教室棟や屋内運動場の改築工事などが計上されており、子どもの学習環境の向上に取り組む内容となっており、上里町の課題であった各事業への重点的な予算計上がなされていると感じています。

町長の施政方針や主な予算編成での取り組みについては、地方財政計画を念頭に置きながら、町の掲げる総合振興計画と町の掲げる公約を織り交ぜた事業が盛り込まれていると認識しています。今後の町づくりの指針となる第5次総合振興計画、第5次行政改革大綱の策定を初め、自主財源確保のための税收確保対策の強化に向けた取り組みも示されており、引き続き行財政改革に努めるとともに、将来に向けた持続性のある行政運営を図る努力がうかがえます。

今後の財政収支を考えますと、景気は好転しつつあるものの、社会保障費等の義務的経費が増加すると予想されますので、今後もさらなる財政の健全化に向けた取り組みと施策の重点化や効率的な行政運営をお願いいたしまして、平成27年度一般会計当初予算の賛成討論といたします。

以上です。

議長（植原育雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第25号 平成27年度上里町一般会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32 町長提出議案第26号 平成27年度上里町国民健康保険特別会計予算について

議長（植原育雄君） 日程第32、町長提出議案第26号 平成27年度上里町国民健康保険特別会計予算の質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、予算書については15ページから19ページまで、予算説明書については167ページから199ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑を願います。

質疑ありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 説明書の169ページでありますけれども、全協のときに所得階層別の人数をお尋ねするのを忘れましたので、そこをお願いしたいというふうに思います。

それと、収入のところでは、172ページになるわけでありますけれども、全ての医療費が今度は共同事業交付金の対象になるということで、こちらが大幅な増額となっていることに伴い、支出のほうでも共同事業拠出金が大幅増となっているわけですが、このことは今後の都道府県の国保の統一化を図る段階的な措置かなというふうに思っているわけですが、町長は以前、広域化するに当たっては、国庫補助が増えることが前提というふうに言っておられ

たわけでありませけれども、国庫補助を見ますと、若干ですけれども、国庫支出金は減額、若干じゃありません、444万、給付費では減で、全体では332万の減となっているわけですけれども、この辺についての考え方をお尋ねしたいと思います。

議長（植原育雄君） 税務課長。

〔税務課長 中島 勇君発言〕

税務課長（中島 勇君） 所得階層別の人数ということでの御質問でしたので、それを説明させていただきます。

平成26年中の申告につきましては、現在申告を受け付け中でございますので、平成25年中の所得について申し上げます。

この世帯数は5,121世帯が合計でございます。平成27年度の予測には4,865世帯とお答えしましたので、これを今からお答えする階層別の世帯数を案分したもので推計しているというふうに、あらかじめ御理解ください。

ではまず、33万以下の世帯数です。1,758。100万未満が1,019、200万未満が1,374、300万未満が547、400万未満が206、500万未満が85、600万未満が46、700万未満が33、800万未満が11、900万未満が11、1,000万未満が10、1,000万超21、合計して5,121世帯でございます。

議長（植原育雄君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） 沓澤議員の共同事業の関係と国庫補助金の減額について説明させていただきます。

沓澤議員がおっしゃるとおり、共同事業、全ての医療費は保険財政共同安定化事業、全ての医療費を対象ということは、これで県内の医療費関係については都道府県化がされたという解釈でよろしいかと思えます。全県内の市町村で、相互扶助で大きいところへは助けてあげる、また少ないところが若干負担するというような形で共同事業が成り立っております。今回、全ての医療費を対象とするということで、医療費の関係については、県内全域で調整していますという形になってございます。

その中で、国の負担金等が減額になっているという内容ですけれども、全協の中でも説明させていただいたわけですけれども、基本的には国・県の負担割合は変わってございません。医療費についての負担割合等は変わってございません。ただ、今回、歳出の中で、前期高齢者交付金が昨年に比較して1億円伸びてございます。かかわる医療給付費等、高額医療費等を含めまして、総額で20億7,000万程度、今回の予算では見込んでおります。それから、前期高齢者交付金が7億円を引いた額の国庫、県、その負担率で算出している関係で、今回国庫補助金のほうは減額という形になってございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑ありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 国は全てを都道府県の一元化にしていこうという考えに今動いていて、今まではどこの市町村でも保険料は同じという、そういう形での一元化を目指していましたが、方向は変わって、保険税については市町村独自で違いがあってもいいという方向での一元化に切り替えているようでありますけれども、以前町長が一般質問等の中で、国庫負担金の増額なしの広域化は反対という、あり得ないというような考えを述べられていたと思うんですけども、今回、この共同事業拠出金は増額されましたけれども、繰入金の中のその他一般会計からの繰入金は相当額、1億5,106万ですか、減額になっているわけで、一般会計から今までのように、もしこの額が繰り入れられたならば、1世帯当たり3万円ほどの減額が可能なんですよね。

だから、そういうことを考えますと、一元化に向かっていく中で、一般会計から出すことがどんどん狭められていって、保険料は高いまま、一番の問題は、国保税が所得に応じて、他の保険よりも高いということにあると思うんですけども、その辺の緩和についてはどのように考えているのかお尋ねしたいというふうに思います。

議長（植原育雄君） 税務課長。

〔税務課長 中島 勇君発言〕

税務課長（中島 勇君） まず、歳入の関係の保険税について申し上げたいと思います。

国民健康保険税につきましては、各市町村ごとにその賦課の方式、率、全てそれぞれの市町村が独自に決定をしております。上里町の状況はどうかと申しますと、現在、2年前の改定を行った時点で、県内平均を若干下回る程度ということで値上げをさせていただいたという経過がございます。

その結果としての平成26年度課税は、やはり同じように県内平均を若干下回っているという状況の中で推移している。その結果として、法定軽減ですとか、そういったものが収入幅としては広がってはいるんですけども、上里町として努力している部分については、そういう面で、県内平均を下げている段階で課税が行われているというふう御理解をいただければと思います。

議長（植原育雄君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） 一般会計から繰入金が減額しているということで質問がござ

いました。

毎年1億円以上の繰入金をしてきたわけですが、平成25年度につきましては、最終的な精算で3,000万くらいまで、3,000万くらいの繰入金で済んでいる状況でございます。

平成26年度は3月補正予算の中でも説明しましたように、1億円程度の一般会計からの繰入金ということで、今回当初予算のほうで、赤字補填分ということで1億4,000万の繰り入れでございます。

基本的には、この国民健康保険につきましては、加入者相互で扶助しながら、お互いに保険料等を納めて、お互いの医療を補助し合いましょうという形の中で、一般会計からの繰入金は、基本的には赤字補填分については法的に認められていない繰入金でございますけれども、国保の現状を見る中で、各市町村それぞれで、その他繰入金という形で繰り入れしてもらっている状況でございます。

今後、国保が広域化した中で、この繰入金がどのような形で推移するかというのは、今後試算してみないとわからないんですけれども、基本的には、先ほども税務課長から話ししましたように、各市町村、広域化になっても、各市町村のそれぞれの賦課方式で恐らく賦課して保険料を徴収して県へ納入していくというような方向にはなってくるかと思えます。県が標準税率を示しまして、それに基づきまして分課金ということで、上里町については幾ら、保険料分は納付してくださいという形で来るかと思えます。

その中で、一般会計からの繰入金をどの程度までできるかというのは、今後の財政状況等を勘案しながら調整していく面があると思えますので、今後の広域化の動向等を見据えながら検討していきたいと思っています。

以上でございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

保険税については、2年前の改定のときに、確かに県内平均を若干下回る状況だということは記憶しています。しかしながら、町民税の税収見込みは99.5%、介護においては98.5%、後期高齢者医療保険については99.7%を見込んでいる中で、国保税の見込みは、現年度は88%、ここに、もう努力をしてもそれしか見込めないという、この会計はいかに低所得者が多くて大変な会計なのかということが現われているというふうに思います。

上里町の1人当たりの平均所得が県内でも下のほうに位置することも、県平均を下回る保険税になっけていても、なおかつ、こういう状況にあるんじゃないかなというふうに思うところ

です。

相互扶助といいましても、低所得者が多い会計なのに、所得に対しての保険料の率がどの保険よりも一番高いという、ここを改善しないと、もうどうにもならない、収納率を上げる見込みなど到底できない状態だというふうに思います。

それで、一般会計から繰り入れが必要になってくるんじゃないかなと思うんですけれども、共同事業拠出金が増えたことによって、この一般会計からの繰り入れの予算は、大体全額予算組んだ分繰り入れたことは1回もなく、決算では減っているんですよね。そこを予算どおり繰り入れていけば、保険料を幾らかでも下げることが可能んじゃないかなというふうに思うんですけれども、その点についてお聞きしたいと思います。

議長（植原育雄君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 国保会計の財政基盤の課題というのは、私どもも十分承知をしているところでございます。

特に、無職者ですとか、低所得者、そして他の医療機関に比べて、非常に医療に係る割合が高いと、そして高齢者も多いという現状があるわけでございます。医療費についても、毎年毎年増加しているという、そういう厳しい運営状況にあるのは、私も十分承知をしているところでございます。

そういう中で、町としては健康増進ということでいろいろな事業を行っていますが、現状としては、財政状況なり基盤がしっかりしていないというのが大きな要因であるということは、承知をしているところでございます。

国民皆保険の中核をなす国保制度でございますけれども、これをこれからも安定的に維持運営していくためには、当然今までも一般会計からも繰り入れをしているところでございますけれども、そういった財政措置ですとか財政基盤の強化、こういうものを国や県に是非お願いをしたいというふうに思っているところでございます。

また、現在の定率の国庫の補助金の割合を少しでも上げていただくとか、また特定健康診査に対する国・県の補助単価を上げるとか、そういう意味で、単に町だけじゃなくて、国・県を挙げて国保改正の財政基盤の強化をお願いしたいということで、町長もいつも国や県のほうに、町村会やいろいろな組織を使いまして要望しているところでございますけれども、そういったところを改善していただかないと、一町が保険料を一般財源から繰り入れるという形で保険料を下げるというようなことは、なかなか厳しいわけでございますので、そういった基本的なことについて、国や県のほうでしっかりと理解をしていただいて、広域化の中でもその辺は頭に置いてやっていただきたいということで、今後とも強く国や県のほうに要望はしていきたいと

いうふうに考えているところでございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔〔なし〕の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 議席番号11番、日本共産党の沓澤幸子です。

議案第26号 平成27年度上里町国民健康保険特別会計予算に反対の討論を行います。

平成27年度上里町国民健康保険特別会計予算は、38億4,679万6,000円、前年度より4億1,944万7,000円増となっています。

歳入の国民健康保険税は6億5,538万6,000円で、前年度より602万3,000円の減額見込みとなっています。上里町の国民健康保険加入者は4,865世帯、8,924人ですが、加入世帯全体の41.04%が法定軽減世帯であり、低所得者が多数を占めていることがわかります。

先ほどの質疑の中でも、所得階層、200万円未満の世帯が4,151世帯、全体の81%を占めていることがわかりました。国民健康保険税は他の保険と比べ、余りにも高い保険料率であることから、現年課税の収納率も88%しか見込めない状況であり、現年度分が納められないと、その保険料、保険税は滞納として増え続ける、そういう構造になってきていると思います。

27年度から全ての医療費が共同事業交付金の対象となることから、共同事業拠出金が増額になった分、今年度は一般会計からの繰り入れが減額となっています。

先ほど副町長の答弁では、一般会計からの繰り入れよりも、国に対してしっかりと要望していきたいという答弁がありました。是非そのことが本来のあるべき姿だというふうに思っています。国が社会保険の国民健康保険税に対して50%の負担を昔のようにしていく、このことが全国の市町村の国保会計を健全化にしていく第一歩であるというふうに思います。

しかしながら、そうならない現状の中で、憲法25条で規定している健康で文化的な最低限度の生活を町民一人一人が営めるようにしていくためにも、一般会計からの繰り入れを行って、高過ぎる保険税を引き下げることが提案し、反対としたいと思います。

議長（植原育雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第26号 平成27年度上里町国民健康保険特別予算についての件を起立により採

決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前 11時32分休憩

午後 1時30分再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第33 町長提出議案第27号 平成27年度上里町介護保険特別会計予算について

議長（植原育雄君） 日程第33、町長提出議案第27号 平成27年度上里町介護保険特別会計予算の質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、予算書については23ページから25ページまで、予算説明書については203ページから235ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑を願います。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 歳入については全協で質問いたしましたので、歳出のところでは何点かお尋ねしたいと思います。

214から15ページにかけてでありますけれども、保険給付費の1から5まであるわけですが、この予算は対象者をどのぐらい見込んで、限度額に対して何%の給付費を見込んでいるのかお尋ねいたします。

その前のページの212から213ページにかけて、これは要介護者の同じく1から、今度は6までの各項目があるわけですが、全体では、前年度に比べて2,963万6,000円の増額となっているわけですが、それぞれの利用予定人数と利用限度額のパーセント、どのぐらいに見積もっているのかお尋ねしたいと思います。

それから、217ページの保険給付費の特定入所者介護サービス等費でありますけれども、住民税非課税世帯の低所得者についての項目だと思っておりますけれども、これは298万7,000円の特定

入所者介護サービス費において、それで1と2の特定入所者介護予防サービス費も含めると299万3,000円の減額予算になっていますけれども、この内容についてお尋ねをいたします。

議長（植原育雄君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

214ページの対象者の数ということでございますけれども、平成27年度の推計でございますけれども、要支援1が164人、要支援2が178人、介護1が234人、介護2が132人、介護3が92人、介護4が176人、介護5が88人、合計1,064人と推計してございます。

項目ごとの対象者につきましては、介護予防サービス給付費、こちらでございますけれども、平成27年1月末現在の数字でございますけれども、要支援1と2が、認定者数が282人で予防給付の数が209人となっております。要介護1から5につきましては、認定者数が683人、予防給付数が381人でございます。合計の認定者数につきましては965人、予防の給付数につきましては590人となっております。

地域密着型介護予防サービス費でございますけれども、こちらにつきましては、平成26年12月末現在のグループホーム入所は、要支援2の方、2人が実績でございます。それと小規模多機能型が本庄市に委託しております2人ということで見ております。

3番の介護予防福祉用具購入費でございますけれども、こちらにつきましては、平成27年2月末現在でございますけれども、15件の実績となっております。金額につきましては、46万5,145円でございます。

4番目の介護予防住宅改修費でございますけれども、こちらにつきましては、27年2月末現在でございますけれども、19件で188万7,143円となっております。

介護予防サービス計画給付費につきましては、要支援1と2の方でございます、単価は4,140円でございます。26の数字と当初予算につきましては、同じ数字ということで見込んでおります。

27年度の予算につきましては、各居宅介護サービス給付費でございますけれども、こちらにつきましては、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリなどでございまして、5億8,763万6,000円を見込んでおります。

地域密着型サービスにつきましては、定期巡回、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護などでございまして、1億6,442万3,000円を見込んでおります。

(3)の地域密着型介護老人福祉サービスにつきましては、602万8,000円を見込んでおります。施設サービスにつきましては、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設でございまして、5億1,172万6,000円を見込んでおります。居宅介護支援につきましては、

5,718万2,000円でございます。合計につきましては、13億2,096万7,000円と見込んでおります。こちらの数字につきましては、前年度の実績に基づきます伸び率で計算をさせていただいております。

それと、使える限度額の何%ぐらい見込んでおりますかということでございますけれども、要支援1につきましては、これは平成26年12月分の実績でございますけれども、限度額につきましても4万9,700円、要支援2につきましては、限度額10万4,000円ということで、各人数につきましても、ゼロから10が10人、30から40が9人、40から50が1人、50から60が49人、60から70が4人、70から80が4人、80から90が4人で、要支援1の方については81人が実績となっております。

要支援2につきましては、ゼロから10が17人、10から20が5人、20から30が7人、30から40が1人、40から50が52人、50から60が12人、60から70が6人、70から80が4人、80から90が3人、90から100が1人で、合計108人となっております。

限度額まで利用していない理由としましては、単位数の高い訪問看護や訪問リハビリを利用している人が少なく、ほとんどの人が通所介護と訪問介護を利用している状況でございます。また、家族の介護力と本人の在宅サービスの希望等を勘案して予防サービス計画を作成しております。本人、家族の状況を毎月確認しながら、ニーズに応じたサービス提供を行っていることでございます。

補足給付につきましては、見直しによる減でございますけれども、こちらにつきましては、補足給付の人数でございますけれども、平成26年の見込みを1,702件、4,117万3,000円ということで見込んでおります。

入所サービスと介護予防サービスを両方合わせた数字が、平成26年の見込みといたしまして1,702件の4,117万3,000円でございます。

以上です。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありますか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 要支援1、2については、限度額に対する利用状況が大体4割ぐらいのところ、要支援1は4割、5割ぐらい、要支援2は4割から5割ぐらい、要支援1については5割から6割の利用が一番多いかなというふうにお聞きしたところですが、それでは、212ページの要介護者においてはどうか。要介護も1から5までありますけれども、限度額に対してどのような利用状況にあるのか。また、特に保険給付費、介護サービス等諸費の中の3番目の施設介護サービス給付費でありますけれども、これにつきましては、待機者が

何名おられるのか、入所している方たちの内訳はどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

議長（植原育雄君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 沓澤議員の御質問にお答えいたします。

要介護の負担限度額につきましては、ちょっと資料が手元にございませんで、後で御説明をさせていただきたいと思えます。

特別養護老人ホームの入所待ちでございますけれども、26年4月1日現在、これは実数でございます。要介護1につきましては8人、要介護2につきましては3人、要介護3につきましては11人、要介護4については7人、要介護5については3人、合計32名となっております。

以上です。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありますか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） ただいまの説明でありますと、施設入所の待機の方の多くは、いわゆる要介護1、2、3の方からは、今度は介護施設に入所できるけれども、それ以前の方は基本的には対象外とされるようになってしまうのかなと思えますけれども、この切り替えの前から入所申し込みをされていた方に対しての対応をどのようにしていくのか、どのように考えているのかについて、まずはお聞きしたいと思います。

それと、当面、今まで入所していた方は、介護度が低い方であっても引き続き入所ができるというふうに思えますけれども、今後についても、特別な理由のある場合には入所ができますよというふうな答弁も一般質問のときに聞いているわけでありましてけれども、ホテルコスト等が縮小されていく中で、本当は希望したくても、所得の少ない人は希望しにくいという状況が生まれないのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

先ほど217ページにおきましては、いわゆるホテルコスト、補足給付の見直しによる減額という説明でありました。この補足給付の見直しの対象者はどのくらい見込んでいるんでしょうか。

議長（植原育雄君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 沓澤議員の御質問に説明をさせていただきます。

施設入所の申込者は今後どうなるのかということでございますけれども、27年4月1日以降につきましては、申込者であっても、入所している方であれば、現在の状況だと思えます。

れども、新たに4月1日を迎えた場合につきましては、要介護3以上ということで思っています。

それと、要介護1と2の方で入所できる方でございますけれども、こちらにつきましては、家族の支援がない方とか、あとは虐待とか、そういった形の中で、在宅では生活が難しいという方につきましては、町の意見だとか文書で回答させていただきまして、入所ができるということになっております。

補足給付の見直しの対象者でございますけれども、こちらにつきましては、今現在補足給付の対象外となる方でございますけれども、国の試算では、ユニット型の個室で保険料第3段階の方ということで、金額が4万2,000円くらい増額ということになると思われるんですけれども、現在ちょっと細かい数字は手元に資料がございませんので、後で説明させていただきます。

議長（植原育雄君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 制度が変わる前に申し込まれた方、要介護1と2の方でございますけれども、こちらの方につきましては、4月1日から制度が変わりますので、現在入所されている方については、そのまま入所が可能でございますけれども、4月1日以降につきましては、基本、介護度3以上が原則ということでございまして、介護度1、2の方につきましては、町の意見を添えさせていただきまして入所ができる形になります。

以上です。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員に申し上げます。本件に関する発言は既に3回に及びました。会議規則第55条ただし書きの規定により、簡潔に願います。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） すみません。回数がわからなくなってしまって申し訳ないです。

このどこにあるかがちょっと私も探せないんですけれども、条例では、いわゆる要支援1、2の方たちが、今度介護保険から外れて町の事業のほうに移されるということで、上里町においては、1年据え置いて、実施は28年度からですよということでありましたけれども、それを今年度の中で着々と準備をしていく必要があると思いますけれども、それはどこに出てきているのでしょうか、予算のどこでしょうか。

議長（植原育雄君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

前にも御説明させていただいたと思うんですけれども、包括的支援事業につきましては、27

年度より実施をいたしますということでございます。そちらの在宅医療介護推進事業でございますけれども、こちら221ページでございます。下から7行目でしょうか、認知症地域支援推進員等設置事業、こちらにつきましては、週5日の形で、臨時職員で1名ということで、現在準備を進めている状況でございます。

それと222ページでございますけれども、こちらは在宅医療介護連携関係でございます、生活支援サービス体制整備事業、こちらで臨時職員1名、週3日、こちらを現在臨時職員で予定してございます。

ほかの事業につきましては、今後28年に向けまして、今現在準備を進めておりまして、事業所のアンケートといったらよろしいんでしょうか、基準を緩和した基準で実施ができるとか、その辺の、一応今現在アンケートとかで事業所からの確認とかをさせていただいて、準備を進めさせていただいている状況でございます。

以上です。

議長（植原育雄君） ほかに質疑ありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 211ページの介護認定審査事業のところ、先日の全員協議会のときに説明を受けたんですけれども、審査委員の報酬というのはわかったんですけれども、その下の7番の介護認定調査委員の賃金というのがあるんですけれども、これが何名でという質問に対して5名というふうに回答をいただいたんですが、その後、年間の5人の稼働状況というんですか、どのくらい年間稼働しているのかというのが、ちょっと回答いただいていたような気がするんで、これを、賃金が5人ですと1,072万当たりになると、1人当たり200万ちょっとということですかなんですが、そうすると、介護認定審査員のほうの10人で360万余りと、ちょっと稼働によって違うんだろうなという、稼働日数とか稼働時間によって違うんだろうなと思うんですけれども、この辺ちょっと具体的に説明をお願いしますか。

議長（植原育雄君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 齊藤議員の御質問に御説明させていただきます。

介護認定調査員の賃金につきましては、常勤換算で5人分を予算計上しております。内訳といたしましては、常勤が3人、パートが3人ということで、常勤換算で5人分を予算計上とさせていただきます。

それと、介護認定審査会委員の報酬でございますけれども、こちらにつきましては、51回で、1回審査会委員が5人でございます。単価につきましては、1日1万4,000円ということで。

認定審査会委員につきましては、先ほどの臨時職員が現地へ調査に行きまして、そちらをコンピュータで一次判定をいたします。それに基づきまして認定審査会にかけまして、二次判定で介護度が出る形の仕組みとなっております。臨時の調査員につきましては毎日でございますので、年間ですと、約240日ぐらい勤務している、常勤の方については240日ぐらい勤務している形でございます。

以上です。

議長（植原育雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔〔なし〕の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 議席番号11番、日本共産党の沓澤幸子です。

議案第27号 平成27年度上里町介護保険特別会計予算に反対の討論を行います。

平成27年度上里町介護保険特別会計予算は16億4,109万8,000円で、前年度より9,237万7,000円の増額となっております。

増額のもとは、第1号被保険者の介護保険料の増額であり、第1号被保険者7,376人の保険料は4億2,737万7,000円で、前年度比8,644万9,000円の増額となり、第6期介護保険事業計画に基づいて基準額で月額4,430円から4,650円へ、年額では5万3,100円から5万5,800円へ、年額の差額は2,700円の増額となっているわけです。

所得階層は今までの8段階から9段階になりましたが、第7段階の一部の方と第9段階の方の増額は1万四、五千円にもなります。第1号被保険者7,376人中、所得階層が基準未満の階層の方が3,211人、43.53%、基準5段階は1,173人、15.90%、基準を超える所得の方は1,758人、23.83%であります。

2015年1月末時点の介護認定者964人中、介護サービスを利用している方は85.3%ですが、27年度途中から低所得者が介護施設を利用する場合の補足給付の縮小や、一定の所得がある方の介護保険利用料の負担が1割から2割に増額してまいります。保険料を引き上げ、必要なサービスを受けるためには利用料まで値上げをする。これでは安心の介護保険とは言えず、保険あって介護なしを拡大するものであり、医療介護総合法のもとで、ますます高齢者を苦しめる制度が始まることを指摘して、反対としたいと思います。

議長（植原育雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第27号 平成27年度上里町介護保険特別予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34 町長提出議案第28号 平成27年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について

議長（植原育雄君） 日程第34、町長提出議案第28号 平成27年度上里町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、予算書については29ページから31ページまで、予算説明書については239ページから245ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑を願います。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 241ページの歳入のところで1点お尋ねしたいわけなんです、滞納繰越分で76万円を計上しているわけでありますが、これは滞納繰越分全体のどのぐらいに当たるのか。そしてこの滞納繰越になっている方の中で、資格証明証等であるだとか、短期保険証の対象者になっている方がおられるのかどうかお尋ねをいたします。

議長（植原育雄君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） 沓澤議員の質問に説明させていただきます。

滞納予算額76万円の内訳でございます。滞納見込み額の37.2%で予算は計上させていただいております。また、滞納に基づく短期被保険者証の方につきましては、年度当初、26年度当初につきましては2名おりました。途中1名の方が完納していただきまして、現在1名の方が4カ月の短期証の交付対象となっております。

以上でございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） この制度が、調べてみると、皆さん御存じのとおり、75歳になったら後期高齢者医療制度に入らなきゃならないという法律というか、制度ですが、この中で、特例として障害のある人は、65歳以上ですね。この方は上里町にどのくらいの人数がいて、何%ぐらいの比率なのか、教えていただけますか。

議長（植原育雄君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） 齊藤議員の後期高齢者医療に加入する75歳以前の対象者の方、参考です。平成26年5月末現在で77人の方が対象になってございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） パーセンテージはどのくらいになりますか。

議長（植原育雄君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） 説明いたします。

後期高齢者に加入されている方は、昨年5月末現在で2,891人ございます。その72人ですので、おおむね2.7%程度となっております。

以上です。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔〔なし〕の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 議席番号11番、日本共産党の沓澤幸子です。

議案第28号 平成27年度上里町後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論を行います。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療削減を狙い、75歳という年齢で差別をする制度であり、大変問題です。

2015年度上里町後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出2億1,568万8,000円、昨年度より373万9,000円の増額予算です。

歳出の95.37%は後期高齢者医療広域連合納付金となっています。歳入の後期高齢者医療保険料は1億4,884万9,000円で、前年度より217万6,000円の増額であります。上里町の後期高齢者は2,980人ですが、そのうちの1,930人、64.76%は2割から9割の法定軽減の対象者であり、その中で63.67%が7から9割軽減者です。

一方で、広域連合の26年度決算を見ますと、保険給付費支払基金が82億4,923万7,000円、後期高齢者医療制度臨時特例基金36億3,269万5,000円、合わせて118億8,192万7,000円であります。こうした基金の一部を使えば、保険料の軽減は可能です。高齢者は年金の減少、消費税の増税、円高による生活必需品の値上げなど、厳しい生活が続いている中で、重過ぎる保険料は安心・安全な医療保険とはなっていませんので、平成27年度上里町後期高齢者医療特別会計予算に反対であります。

議長（植原育雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第28号 平成27年度上里町後期高齢者医療特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第35 町長提出議案第29号 平成27年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について

議長（植原育雄君） 日程第35、町長提出議案第29号 平成27年度上里町農業集落排水事業特別会計予算についての質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、予算書については35ページから37ページまで、予算説明書については249ページから257ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑を願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第29号 平成27年度上里町農業集落排水事業特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第36 町長提出議案第30号 平成27年度上里町水道事業会計予算について

議長（植原育雄君） 日程第36、町長提出議案第30号 平成27年度上里町水道事業会計予算についての質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、予算書については41ページから44ページまで、予算説明書については261ページから291ページまでの収入支出全般についての質疑を願います。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 278ページと287ページの関連でお尋ねしたいと思います。

278ページの流動資産のところの未収金でありますけれども、全協でもお尋ねしたんですけれども、大変額が増えておりまして、これは何月時点を区切って何件なのか、実数がわかれば教えていただきたいというふうに思います。

そして、そうしたことを解消していくためにということで、287ページでは検針及び料金徴収業務委託料が2,536万9,000円ということで計上されております。26年度までは検針だけの業務委託でしたので、その差額は1,725万という大変な額になるわけですけれども、何名に対して委託をしていくのか、どこに対して委託をしていくのか、これだけの人件費になると思うんですけれども、委託費を使って、そして未収金の額と比べたときに、納めてもらわなければいけない額ではあるとは思いますが、委託料をこれだけかける必要があるのかどうか、職員の手で電話をすると、もう少し努力ができないのかどうかお尋ねしたいと思います。

議長（植原育雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 須田孝史君発言〕

上下水道課長（須田孝史君） 御説明申し上げます。

未収金の関係でございますけれども、26年の12月末の数字で御説明申し上げたいと思いますが、12月末までに現年と過年度を合わせまして677件の未納の方、件数がございました。金額については4,709万7,819円でございます。

これに基づきまして、通知、督促通知、停水予告通知等の発送を行いまして、現在12月末までに286万円、件数についてはちょっと把握をしていないんですが、286万弱の入金がございました。

また、現在、今、課のほうで取り組んでおりますのは、10万円以上の未納金額がある方につきまして、その方につきましては88件という形で、現在水道を利用している方について、88件、10万円以上の方について、1月から予告通知、停水通知等を差し上げて、現在、昨日、おととい、14、15で特別相談という形で、土曜、日曜の午前中開設いたしまして、納付の相談等を行っております。それでもまだ、滞納金額が10万円を超える方について、60人強の方が窓口にお越しただいてございません。その方につきましては、現在職員の手によりまして、来週に停水を執行する予定で、現在作業を進めているところでございまして、今日、その方につきましては、最終通告の発送をいたします。

また、来年度、27年度から、検針に加えまして料金徴収という形で今回お願いしているわけでございますけれども、その内容につきましては、毎月検針によりまして、翌月に徴収2カ月について、例えば2月に検針をした場合には、3月に納付書を送付いたします。そういう件数が毎月5,000件ぐらい、毎月料金の納付を行っておりますが、そのうち、その月に支払えない方が大体300人前後、毎月おります。その内訳につきましては、金額に対しまして納付が0.94から0.95の率でなっております。このため、今回、来年度からはこの徴収の率を0.98程度まで引き上げていきたいという形で、現年度分についての徴収を委託する予定でございます。

あわせて、旧の未納となっている方についても、徐々に滞納を徴収していただくようにしてございますけれども、特に現年に限っては、徴収の収納率を99%程度まで上げるようお願いしているところでございます。

現在、3%、今、98%の徴収を上げますと、月に大体100万から120万ぐらいの徴収が上がってまいります。収納が上がってまいります。そういう面で徴収率を高めていきたいという形でございまして、取り組んでいるところでございます。

また、委託に対しましては、2人の人件費分を見てございます。また、今言ったように、過去の、現年に限らず、過年度分の未収金についても依頼する予定で、現在作業を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第30号 平成27年度上里町水道事業会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第37 町長提出議案第31号 平成27年度上里町下水道事業会計予算について

議長（植原育雄君） 日程第37、町長提出議案第31号 平成27年度上里町下水道事業会計予算についての質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、予算書については47ページから50ページまで、予算説明書については295ページから325ページまでの収入支出全般についての質疑を願います。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 319番で1点だけお尋ねいたします。

路面復旧費が108万ついているわけですけれども、どの地域の路面の復旧を行うのか、お聞きしたいと思います。

議長（植原育雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 須田孝史君発言〕

上下水道課長（須田孝史君） 今年度、工事いたしております神保原一丁目、二丁目周辺、旧中山道勅使河原本庄線の箇所を実施していく予定でございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔 11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 今回の予算は、神保原一、二丁目の旧中山道ということで了解いたしましたが、もうだいぶ早くに工事をしたところで、やはり段差ができたり、ひび割れができたりしているところも見受けられますので、何年かしたら復旧をしていくということでありましたので、順次その辺の計画ができていくのかどうかお尋ねをしたいと思います。

議長（植原育雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 須田孝史君発言〕

上下水道課長（須田孝史君） 国庫補助等の関係もございますけれども、翌年までは国庫補助の対象になるという話でございますけれども、工事が終わった2年目以降につきましては、順次復旧を町のほうで、単費のほうで実施していきたいという考え方でございまして、仮復旧から本復旧はしているわけですが、年数が経つことによって段差が生じるということにつきましては、従前からよく地域の方から言われることございまして、そのことにつきましては、順次対処していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありますか。

11番、沓澤幸子議員。

〔 11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 1年目までは国の補助で、1年目の中でやってもらえば一番補助があつていいのかなというふうに思う反面、地元からの要望などがあつたときに、やっぱりある程度年数をおいてきちっと下がるべきところは下がって、きちっと落ち着いてからやったほうがいいんですよという説明もあつたと思います。

そういう観点からいくと、早くからやったところなどが、もうだいぶ必要性が出てきているんじゃないかなというふうに思いますので、順次ということでありまして、計画的にやってもらえればなというふうに思います。

議長（植原育雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 須田孝史君発言〕

上下水道課長（須田孝史君） 掘削の影響範囲等で順次という話でございますので、その下水道事業工事に関わる以外のものにつきましては、私どものほうで対処することはちょっとできかねませんので、そういう話でよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第31号 平成27年度上里町下水道事業会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第38 議員提出議案第2号 上里町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長（植原育雄君） 日程第38、議員提出議案第2号 上里町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

13番、伊藤裕議員。

〔13番 伊藤 裕君発言〕

13番（伊藤 裕君） 議席番号13番、伊藤でございます。

御提案を申し上げました議員提出議案第2号 上里町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

提案理由ですが、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律と合わせ、地方自治法第121条長及び委員長等の出席義務の改正に伴い、本案を提案するものでございます。

改正の条文ですが、委員会条例第19条中の「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、附則第1項では施行期日を定めており、平成27年4月1日からの施行になります。

附則第2項では、経過措置として、施行日現在、在職する教育長が任期中の場合は、改正後の規定は適用せず、改正前の規定について効力を有するものと規定しております。

以上で議員提出議案第2号 上里町議会委員会条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明といたします。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。
これより議員提出議案第2号 上里町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を
起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（植原育雄君） 本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。
午後2時28分散会